

学校生活のきまり

東京都立永山高等学校

1 登下校

- 1 登 校 午前7時30分以降、始業時刻までに登校する。
- 2 下 校 下校時刻（午後5時00分）を厳守する。
- 3 外 出 始業時から授業終了時までの外出は禁止する。ただし、やむを得ない理由がある場合は生徒手帳の「諸届・許可欄」に理由を記入し（外出届）、学級担任に提出して許可を得る。
- 4 居 残 り やむを得ない理由で下校時刻以降も学校に居残る場合は、教員の付き添いがある時に限り、「居残り・時間外活動届」を事前に生活指導部に提出して許可を得る。ただし、居残りは午後6時00分（1時間以内）までとする。
- 5 早朝活動 やむを得ない理由で始業時刻前に活動する場合は、教員の付き添いがある時に限り、「居残り・時間外活動届」を事前に生活指導部に提出して許可を得る。ただし、活動は午前7時15分から午前8時15分までの1時間以内とする。

6 休日等の登校

- (1) 土曜、日曜、祝日等の休日や閉庁日、12月29日から1月3日までの期間は原則として登校を禁止する。
- (2) 土曜、日曜、祝日等の休日に部活動等で登校する場合は、教員の付添いがある時に限り、「学校施設使用願」を事前に生活指導部に提出して許可を得る。

7 通 学

- (1) 交通規則、交通道徳を厳守し、交通事故防止を心掛ける。
- (2) 通学経路、通学手段は安全を第一に決めること。
- (3) 自転車通学を希望する場合、自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを前提として所定の用紙を生活指導部に提出し、許可を受ける（登録制）。
- (4) 原動機付自転車、自動二輪、自動車による通学又は通学とみなされる行為を禁止する（制服での乗車及び同情も認めない）。なお、病気やケガなど特別な事情で保護者の車に同乗して登下校する場合は、生徒手帳の「諸届・許可欄」に理由を記入し（送迎届）、事前に学級担任に届け出ること。

2 服装・頭髪等

- 1 登下校の際は、制服を着用すること。
- 2 式では正装とする。

3 冬服（正装）

学校指定のブレザー、学校指定のスラックス又はスカート、
学校指定のネクタイ又はリボン、
白のワイシャツ

4 夏服（正装） 【期間】 6月1日から9月30日まで

学校指定のスラックス又はスカート、
白のワイシャツ又は白のポロシャツ（ワンポイントまで可）

5 移行期間

冬服と夏服の移行期間を生活指導部で設ける。

6 学校指定のベスト、セーター

- (1) 冬服期間においてブレザーだけでは寒い場合には、ブレザーの中に学校指定のベスト又はセーターを着用することができる（学校指定のもの以外の着用は認めない）。
- (2) 夏服期間（6月1日から9月30日まで）において寒い場合には、ブレザー又は学校指定のベスト、セーターを着用することができる。ただし、ブレザー着用時はネクタイ又はリボンを着用すること。
- (3) 夏服期間（6月1日から9月30日まで）においては、学校指定のベスト又はセーターでの登校を許可する。

7 異装願

やむを得ない理由で制服以外のものを着用する場合は、生徒手帳の「諸届・許可欄」に理由を記入し、事前に生活指導部へ提出して許可を得る。

8 スカート丈はひざ頭（ひざの真ん中）とする。折って着用したり、切る短く縫う等の加工はしないこと。制服を加工した場合は再購入とする。

9 頭髪

頭髪は地毛であること。染色（カラーシャンプー、カラーリンス、カラートリートメントの使用も禁止）、脱色、加工（パーマ、編み込み、エクステなど）は指導の対象とする。度重なる指導にも関わらず、指導に従わない場合は、三者面談等を実施し、改善を図る。

10 装飾品

ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレットなどの装飾品は禁止とする。

11 化粧等

化粧（色つきのリップ、グロス等も含む）、カラーコンタクト、まつ毛の加工（つけまつげなど）、マニキュア・ネイルなどは禁止とする。

3 定期考査前及び定期考査期間中の活動

- 1 定期考査前1週間及び考査期間中は、原則として放課後や土曜、日曜、祝日等の休日

の部活動は禁止とする。

- 2 特別な理由で定期考査前1週間及び考査期間中の放課後や土曜、日曜、祝日等の休日に活動を希望する部活動は、「特別活動許可願」を事前に生活指導部に提出して許可を得る。ただし、原則として活動時間は1時間30分以内とする。

4 校外活動

- 1 部活動等で校外活動を行う際は、「特別活動許可願」を事前に生活指導部に提出して許可を得る。
- 2 アルバイトは原則禁止とする。やむを得ない理由でアルバイトを行う場合は、保護者の了解を得た後、学級担任に報告し、学業に支障のないように行うこと。

5 学校施設備品等の使用、破損等

- 1 学校の施設備品は大切に使用する。
- 2 学校施設、備品等を破損（かべ等の落書き含む）、紛失した場合、又は発見した場合は、速やかに教員に申し出ること。場合によっては「校舎・校具等（破損・紛失）届」を生活指導部に提出する。なお、故意による破損等の状況により全額負担となる場合もある。

6 所持品

- 1 所持品には必ず記名する。
- 2 危険物や学校生活に不必要なものは持参しない。
- 3 必要以上の多額の現金は持ってこない。特に財布などの貴重品を教室や更衣室などに放置しない。なお、盗難にあった場合は、速やかに生活指導部へ報告すること。

7 掲示物等

- 1 出版、掲示、放送の内容については、次の項目に該当するものを含んではならない。
 - (1) 法規に違反するもの。
 - (2) 事実と反するもの。
 - (3) 政治的一党一派の宣伝をなすもの。
 - (4) 風紀を乱す、又は社会的道義に反するもの。
 - (5) 特定の人を中傷するもの。
- 2 掲示物は、次の項目を厳守すること。
 - (1) 生活指導部の許可印を得たものを掲示する。
 - (2) 掲示責任者は、掲示期間を過ぎた掲示物について責任をもって撤去する。